

経塚公園のルール決め方は？

～他の公園はこんな風に決めている～

2019.12.21

公園のルール区分

1. 法律（国）に基づくルール
都市公園法
2. 条例（自治体）に基づくルール
浦添市都市公園条例
3. 公園利用者・管理運営者が決めるルール
(1) 市民が話し合いをする事例
東京都三鷹市、宮城県女川町
(2) 管理運営者が提示する事例
神奈川県川崎市、愛知県豊田市
4. 個々の公園の特性とルール
東京都西東京市の事例
5. ルールの決め方 大阪府高槻市の事例

- 国会や市議会で決定するもの
- 公園利用者や公園管理者が独自に決めることはできない

- 事例を参考に、経塚公園の運営に必要なルールの視点、ルールの決め方を考えましょう
- 将来、公園協議会でルールを決めるときの基本的な考え方をまとめましょう

1. 法律（国）に基づくルール 都市公園法

都市公園法は、

- 都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
- 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、その配置、規模に関する一定の技術的基準に適合するように行うもの。（基本的事項を定める）
- 公園管理者は地方公共団体。指定管理者の場合も。

管理にあたって

- 規制行為
- 認可の基準
- 許可行為
 1. 公園施設の設置許可
 2. 都市公園の占用許可

(1) 法7条各号の掲げる施設に該当すること

①電線・電柱・変圧塔その他これらに類するもの②水道管・下水道管・ガスを管するもの③通路・差出箱又は競技場④郵便箱、信書仮設工作物⑤非常会、展示のほかに、政令で定める施設その他これらに類するもの⑥前各号に掲げるもの⑦

(2) 公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められること。

(3) 政令で定める技術基準に適合することが必要であるが、(1)～(3)をすべて満たしていても、公園管理者は許可するか否かの裁量権を持つ。

2. 浦添市都市公園条例に基づくルール

○浦添市都市公園条例

(公園施設の設置基準)

建築物の面積に係る割合：2/100

運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合：55/100

○浦添市都市公園条例施行規則

(公園施設の設置基準の特例)

・認められる建築面積を超えることができる特例

①休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設、都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物：10/100

②国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物、その他歴史上又は学術上価値の高い建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物：20/100

③屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物：10/100

○浦添市都市公園条例

(行為の制限)・・・許可が必要

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影
- (3) 興行
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(行為の禁止)・・・できません

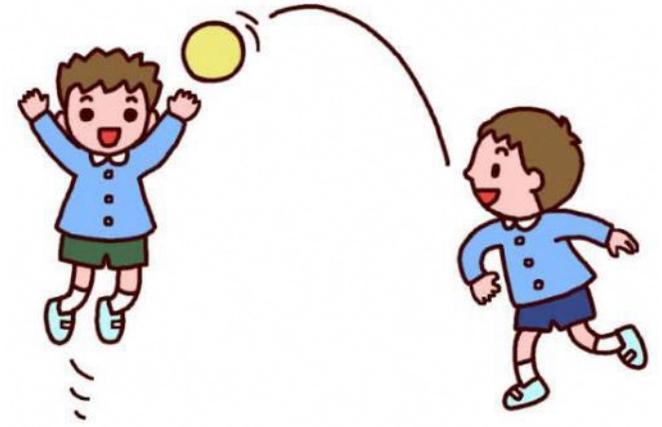
- (1) 公園損傷、汚損
- (2) 竹木伐採、植物採取
- (3) 土地の形質変更
- (4) 鳥獣類を捕獲、殺傷
- (5) はり紙、はり札、広告表示
- (6) 立入禁止区域への立ち入り
- (7) 指定場合以外のへ車馬を乗入、駐車
- (8) たき火、火気を持ち遊びその他危険な遊び
- (9) 公園用途外の使用
- (10) その他公園の管理上支障があること

2. 浦添市都市公園条例に基づくルール

○浦添市都市公園条例 (使用料・利用料)

区分	単位	使用料
電柱その他これに類するもの	1年1本	240
電線、電らんその他これらに類するもの	1年1メートル	70
変圧塔及び送電塔	1年1平方メートル	660
水道管、ガス管、下水道管その他これらに類するもの		
口径0.4メートル未満	1年1メートル	140
口径0.4メートル以上1.0メートル未満	1年1メートル	330
口径1.0メートル以上	1年1メートル	660
通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設	1年1平方メートル	330
防火用貯水槽	1年1平方メートル	330
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設	1年1平方メートル	660
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日1平方メートル	3
標識	1年1個	30
索道、鋼索鉄道及び送電線	1年1平方メートル	330
工事中施設及び工事中材料置場	1月1平方メートル	70
その他の占用	1年1平方メートル	660

区分	単位	利用料
行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること	1日	500
業として写真を撮影するもの	1日(写真機1台)	370
業として映画を撮影するもの	1日	21,970
興行を行うこと	1日100平方メートル	220
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートル	220



経塚公園楽しく使うためには どんなことをどこまで誰が決める？



せっかく、みんなに使ってもらおう
と思ったのに…

あれもダメ、これもダメ！
ルールがありすぎるよ。
これじゃあ、使う気になれないね



3. 市民が話し合いをする事例

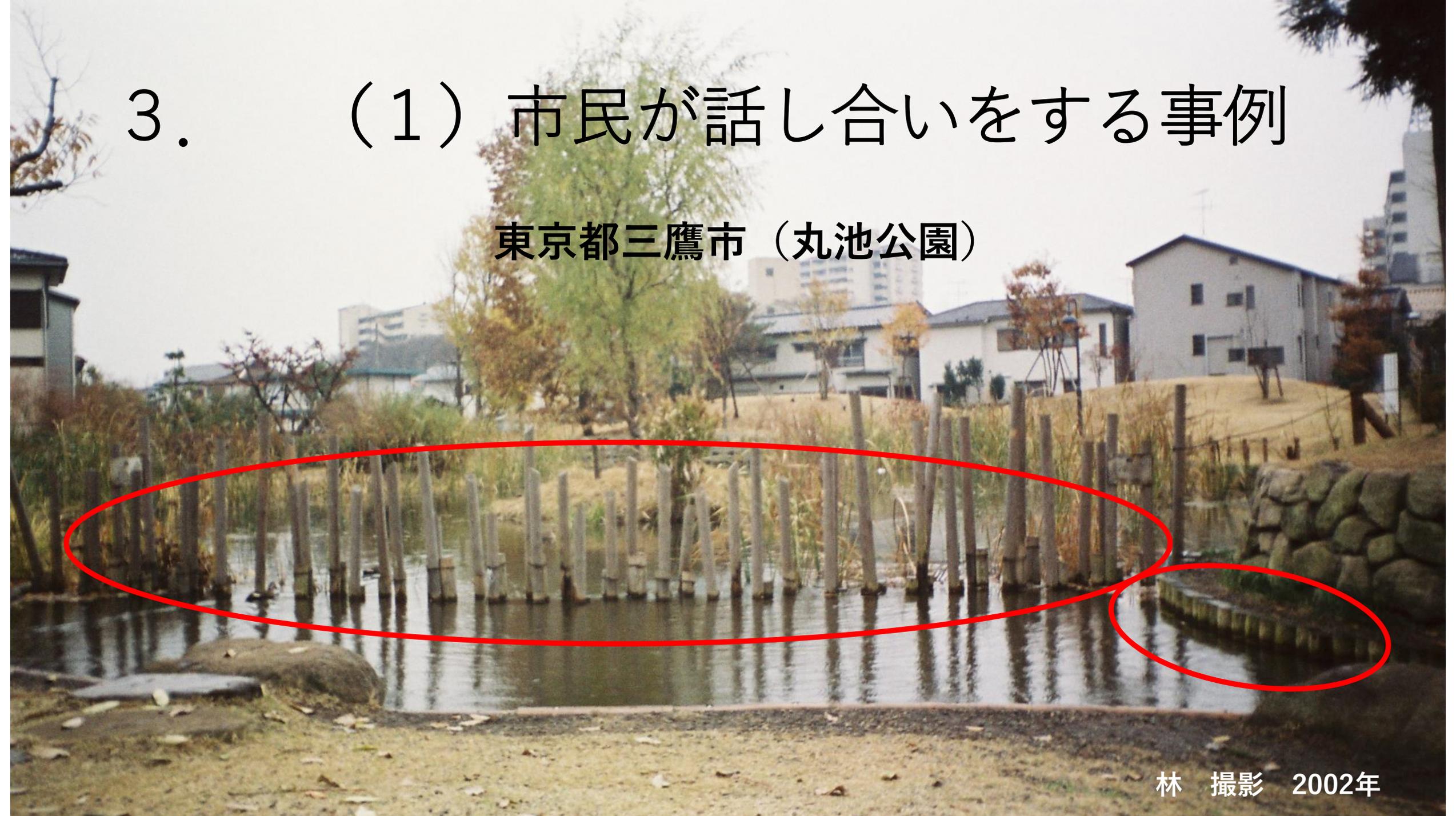
東京都三鷹市、宮城県女川町

ワークショップで、市民が決めたルール
不具合があれば、即、話し合って対処する（三鷹市）

公園のコンセプトづくりのワークショップで
公園の使い方ルールを考える
（どんなルールが必要なのか？市民は何をするのか？）

3. (1) 市民が話し合いをする事例

東京都三鷹市 (丸池公園)



3. (1) 市民が話し合いをする事例

東京都三鷹市（丸池公園）

【管理】市と協働で

【運営】**幹事会**で決定

（定例会は年に2回程度）

- ・公園設計のワークショップから始まった12年に及ぶ活動
- ・一貫して地域を重視し、こどもと高齢者に配慮した活動を心がけている。
- ・自然体による運営、活動を楽しむわくわく村村民の姿勢、リーダーの率先垂範などは伝統的な活動スタイルに。

【活動資金確保での工夫・苦勞】

- ・活動資金については、わくわくまつりなどの売り上げもあり、比較的順調に確保できている。
- ・年々活動規模が拡大するなかで、新たな財源を見つける努力が必要。
- ・目標の設定、作業の段取り、備品の調達、実際の活動など、全て自主的に行なっている。
- ・その他に必要な公園の清掃用品などについては市から提供を受けている。
- ・その他の援助については(株)まちづくり三鷹より支援。

3. (1) 市民が話し合いをする事例

宮城県女川町

東日本大震災で被災したエリアを公園とし、地域の活性化に役立つ公園にするための町民ワークショップにて

町民の想いを反映させる公園づくり。

そこには、町民自らの管理運営の方針も。

3. (1) 市民が話し合いをする事例 宮城県女川町

平成25年度女川町まちづくりワーキンググループ

魅力的な公園にするための工夫

魅力的でたくさんの人が訪れる公園にするために

◆「みちのく潮風トレイル」と連携した魅力づくり

- ・コースを散策する人が休憩したり、宿泊できるような公園にする
- ・管理棟に売店を併設するなどして、女川の魅力を発信する機能を付与する など



◆バーベキュー食材を町内(漁業体験、町民農園など)で手配

- ・バーベキュー食材をシーバル宅配便で配達するサービス
- ・食材配達の一ストップ窓口をプロムナードに整備する
- ・海だけでなく山の恵みも体験してもらう など



◆滞在時間延長のためのレンタサイクルの活用

- ・清水公園や女川駅、海岸公園など主要スポットを回遊できるレンタサイクル
- ・サイクルポートを町内複数個所に設置し、気軽に利用できるサービスとする
- ・2人乗り自転車など、乗ることも楽しくなる自転車を用意する など



◆「住民の関わり・思い出」が残る公園づくり

- ・町の卒業生が復興に関わった証として、記念植樹を行う
- ・公園に来るたびに成長を感じられる、住民主体の雑木林づくり
- ・「自分たちの公園」と思える管理・運営の関わり方 など

40

平成25年度女川町まちづくりワーキンググループ

公園の管理運営の手法

住民が関わり、持続可能な公園にするために

◎住民主体の柔軟な管理運営の方針

- ・行政に任せきりだと「自分のもの」という意識が希薄になる
- ・町民が管理し、使いながら柔軟にルールを改善
- ・登録制で町民が管理人になる
- ・管理者は町にいて必要なときに公園にくる など

◎住民のアイデアによる管理費の獲得

- ・バーベキュー場の年間パスポートをつくる
- ・食材配達サービス、町民農園などの収入を管理費に充てる
- ・レンタサイクル、バーベキュー道具の貸出などで少しずつ課金する など

◎民間資金の活用

- ・企業スポンサーの獲得(バーベキュー道具や特定のメーカーの宣伝を兼ねる)
- ・ネーミングライツを利用する
- ・企業のCSR活動と連携する
- ・民間との連携はスピード感を持って行うことが大事 など

41

3. (1) 市民が話し合いをする事例

宮城県女川町

【町民ワークショップ】管理・運営のルールについてのアイデア

- ・ 子供サイズでチャレンジ心を必要とするフィールド
- ・ 自分たちで考えて遊べる公園
- ・ 砂場はきちんとした管理が必要
- ・ 公園内は車両を通行制限する
- ・ 鹿害、鳥害への対策、ペットの糞をなくす
- ・ 防犯カメラの設置（トイレ入り口等）
- ・ 施設内禁煙、ごみ箱なし（持ち帰り）
- ・ パラグライダーの着地目標
- ・ いつでも使える安全でキレイなトイレ
- ・ イベント時の駐車スペースとしての活用
- ・ 公園内の車両通行制限
- ・ 町民、小中学生による清掃活動
- ・ ゴミ拾いや草刈り等の「クリーン作戦」 ⇒ **公園完成までに（完成してからも）議論が必要**

3. (1) 市民が話し合いをする事例

宮城県女川町

【観光交流エリア・震災遺構に関する町民ワークショップ】管理・運営のルールについてのアイデア

- ・ ゴミ箱
- ・ 喫煙所の設置
- ・ ルールの整備
- ・ 絵や落書きが描ける場所、壁
- ・ ハシゴ、浮き輪の設置（海に落ちても上がれるように）
- ・ 海辺に柵を設置
- ・ 交通安全対策
- ・ 特定の車両以外、水際は進入禁止
- ・ 月数回の歩行者天国・観光交流エリアですれ違う人は必ず手を挙げてあいさつするルール
- ・ JR最終便の繰り下げ、Suica利用可能に
- ・ 海底の掃除
- ・ 遺構に触れられるようにする
- ・ セグウェイ通り（周遊コース） ⇒ **公園完成までに（完成してからも）議論が必要**

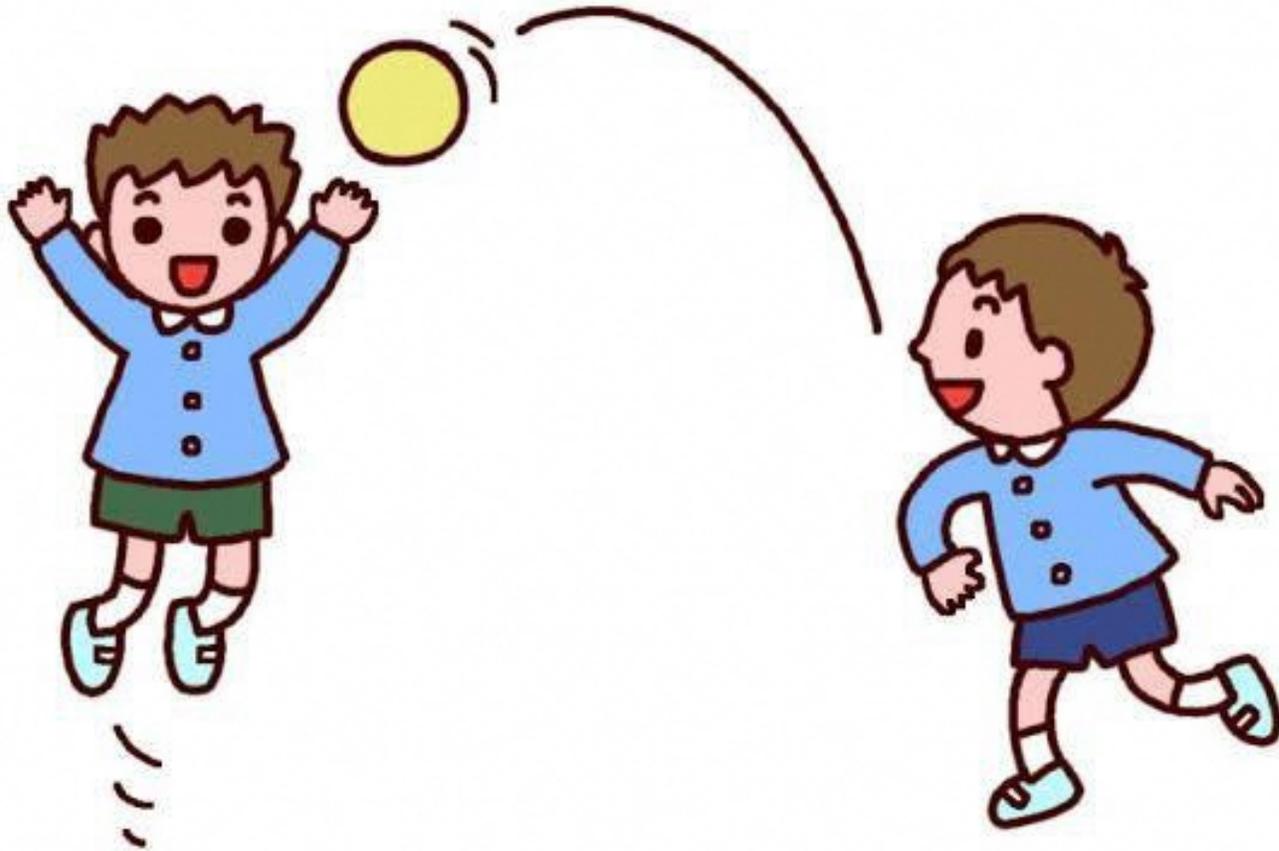
3. (2) 管理運営者が提示する事例

(神奈川県川崎市、愛知県豊田市)

- ・イレギュラーな事項
- ・イベント申請にあたって従来にない使い方への対応を考えるのは？

3. (2) 管理運営者が提示する事例

神奈川県川崎市の事例（公園のボール遊びについて）



3. (2) 管理運営者が提示する事例

神奈川県川崎市の事例（公園のボール遊びについて）

前提として：

球技等を集団又は複数でする行為、金属又は木製バット及び硬球を使用して球技等をする行為は禁止

公園の柔軟な利活用を図り、地域の財産である公園の価値を高めるため、地域ニーズを踏まえたうえで公演ごとのルールを作る仕組みが必要

ガイドラインの考え方：

地域主体でていねいな話し合いを重ねて合意形成を図り、ルールを作る目的とする（ワークショップ形式による合意形成を想定している）

変更前 禁止看板



ワークショップの様子



遊んでいる様子

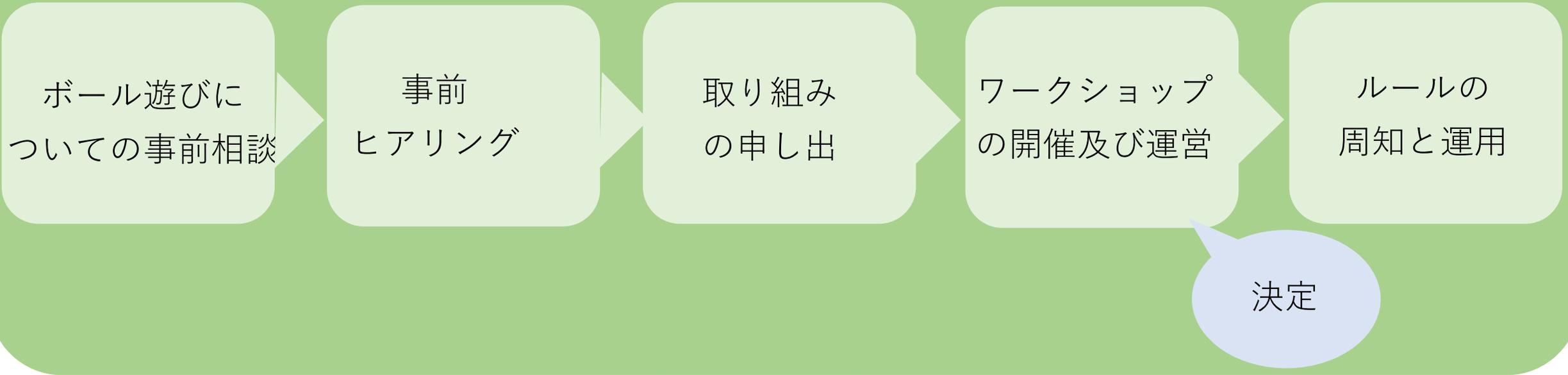


変更後 禁止看板



3. (2) 管理運営者が提示する事例

神奈川県川崎市の事例（公園のボール遊びについて）



決定

実施後

* 道路公園センターの支援あり

検証および継続の判断

3. (2) 管理運営者が決めるルール 愛知県豊田市の事例

豊田市駅周辺の「都心環境計画」を進めるにあたり、駅前の空間をより良く、使いやすいものにするために…

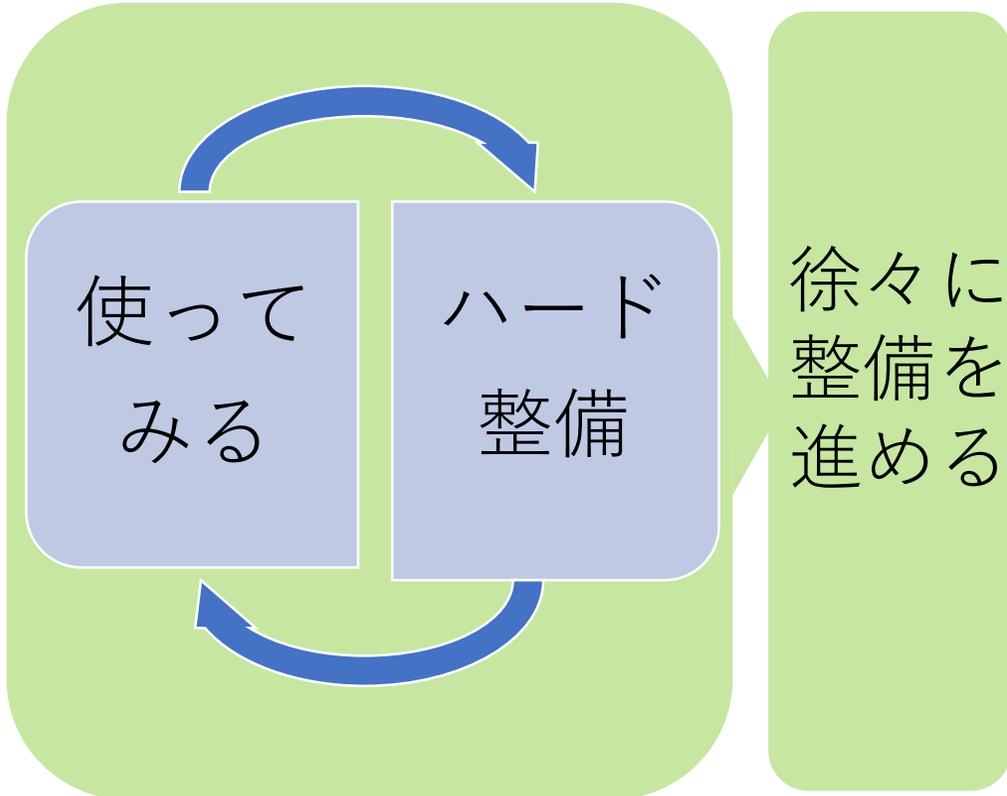
① まちなか広場が毎日使用できます!

通年で使えます!

- ① シティプラザ
- ② ペDESTリアンデッキ広場
- ③ 豊田市駅西口デッキ下
- ④ ギャザ南広場
- ⑤ 参合館前広場
- ⑥ コモ・スクエアイベント広場
- ⑦ KITARA前広場



※ペDESTリアンデッキ広場の使用できるエリアは半面のみです。

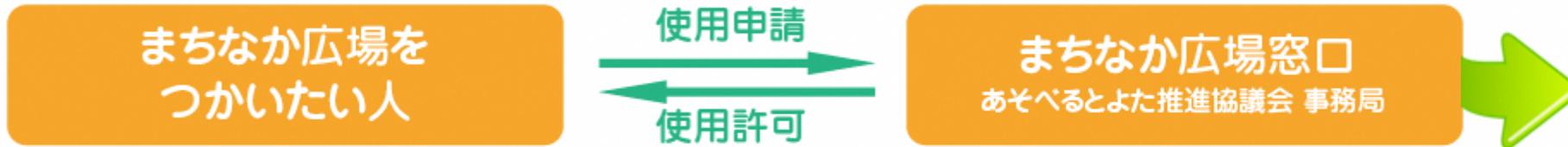




使うルール

② 7つのまちなか広場の使用手続きがWEBで簡単にできます!

- 通常時は、別途窓口を設置している公と民の7つのまちなか広場が1つの窓口で申込みできるようになり、2回目以降はWEBで広場使用申請できます。
- まちなか広場の使用に関するご相談はいつでも受け付けております。
- 受付期限、申請から許可までの目安は広場によって異なりますので、[申し込みの流れはコチラ](#)をご覧ください。



③ まちなか広場つかいこなし講座を受講して、各自の責任でまちなか広場を自由に使えます!

- まちなか広場をはじめて使用する場合は、事前に「まちなか広場つかいこなし講座」を必ず受講してください。
- 講座では、プロジェクトの趣旨、まちなか広場のつかいこなしルールをご説明します。
- 受講希望日を事務局までご連絡ください。

<http://asoberutoyota.com/playtoyotadays>



- ・ 「あそべるとよた」の趣旨・経緯
- ・ 各広場の特徴
- ・ 音出しの時間など

【構成員】
(一社) TCCM
各広場前の建物管理者
豊田市土木課 (市道)
中学校区区長会
豊田市都市計画課
【事務局】
豊田市商業観光課



不都合、要望があれば、
都度
ルールを決める

4. 公園の特性とルール 東京都西東京市の事例

・特性が異なる公園の比較

区分	都立公園	市立公園
特性	大規模 / 広域の利用者	小規模 / 近隣・周辺の利用者中心
自転車	乗車可 ※移動手段として自転車をとらえている ※丘陵地公園ではマウンテンバイク等利用マナーのキャンペーン等の対策が必要	乗車不可 ※園路幅が十分に取れないことによる ※生活道路の抜け道として利用される
ボール遊び	バットで球を打つのはNG、キャッチボール程度ならOK ※ある程度の広さがあるため	シビアにNG ※住宅と隣接していることが多く苦情が多い
テント	ポップアップテントなど簡易なものはOK	BBQエリアのみテントOK

4. 公園の特性とルール 東京都西東京市の事例

区分	項目	内容・方法
運用・ルール	火気の取り扱い	市民企画でイベント化し、皆さんが運営してくれれば、禁止事項を一部OKにする 例：夏場の「BBQがOKな期間」「手持ち花火OKな期間」などの市民運営イベント化
	ボール遊び	未就学児のビニールボール遊びはOK！という新たなルールをつくり、試行
	テント	テントの乱立・占用が他の一般利用に支障→利用指導を徹底
ハード整備、エリア設定	ボール広場設置	新設の公園でボール広場を整備して、フットサルやバスケットなどができるようにした
	木陰の整備	十分な木陰を確保してテントをNGにする
	エリア設定	BBQエリアのみテントOK
マナー啓発	犬の散歩	皆さんで話し合って決める マナーアップキャンペーンを行う 案内板等によるルールの周知

- 管理者としての最低限のルールを提示し、あとは市民が話し合い解決
- NGをOKにするには地域の皆さんのチカラが必要

5. ルールの決め方 大阪府高槻市の事例

プラットフォームの運営ルールに定めるべき項目を以下の通り整理する。

■印…安満遺跡公園整備構想、史跡特別委員会資料等に記載されている事項

■印…今後市民とともに検討するべき事項

項目	内容	詳細
目的	設置・名称	■プラットフォームの名称を決める
	目的	■安満遺跡公園整備構想「市民とともに育てつづける公園」(H26.3)に基づく
	役割範囲	
	機能	■プラットフォームの機能については、主役である市民の意向を反映する必要がある。今後市民とともに検討し定める。
会員	構成	■安満遺跡公園の計画・設計【進捗報告】(史跡特別委員会資料/H27.2)に基づく
	資格 心得	■会員は、プラットフォームの機能を行使できる資格を有するため、一定の責任と義務が生じる。そのため、会員の資格や心得をルールに定める必要がある。
	構成	■運営組織と活動組織の2部構成とする。 (安満遺跡公園整備構想「市民とともに育てつづける公園」/H26.3より)
	運営組織 と 活動組織	■運営組織と活動組織の役割の違いと、それに伴う各組織の責任分担や構成する会員を明確にする必要がある。
	事務局	■公園管理者である高槻市が事務局を担う。 ■事務局の役割を明確にする。

項目	内容	詳細
運営体制	パークマネージャー	■公園管理者である高槻市の職員が担う。 ■パークマネージャーの役割について市民の意向も反映しルールに定める。(関係部署の総合調整役、市民の窓口等、パークマネージャーに期待する内容を市民とともに検討)
	指定管理者	■公園の管理運営を高槻市から受託する。 ■プラットフォームへの参加及び市民活動の支援内容を検討し定める。
	助言・指導	■アドバイザー(学識経験者等)から助言を受け、プラットフォームを適切に運営する ■プラットフォームの運営に偏りが出ないように、助言や指導を第三者から受ける。
	会議	■運営や活動のための協議や調整、承認の場として会議を設ける(全体会議、活動部会会議等)
活動の評価	評価	■目標を設定し、評価をする。PDCA サイクルによりプラットフォームの運営を活性化させる。 ■高槻市民への周知、理解を深める
活動の向上	学習	■プラットフォームの運営や活動に役立つ学習を継続的に行う。そのための講師派遣や学習資料提供等についても定める
その他	ルールの見直し	■公園利用者のニーズや時代の変化に対応できるようにルールを見直す。見直しの仕組みを検討し定める。

出典：高槻市八丁畷地区防災公園基本設計他業務報告書

- ・最初は絶対順守事項をルール化
- ・みんなで育てる公園なら徐々にルール化していく

さて…

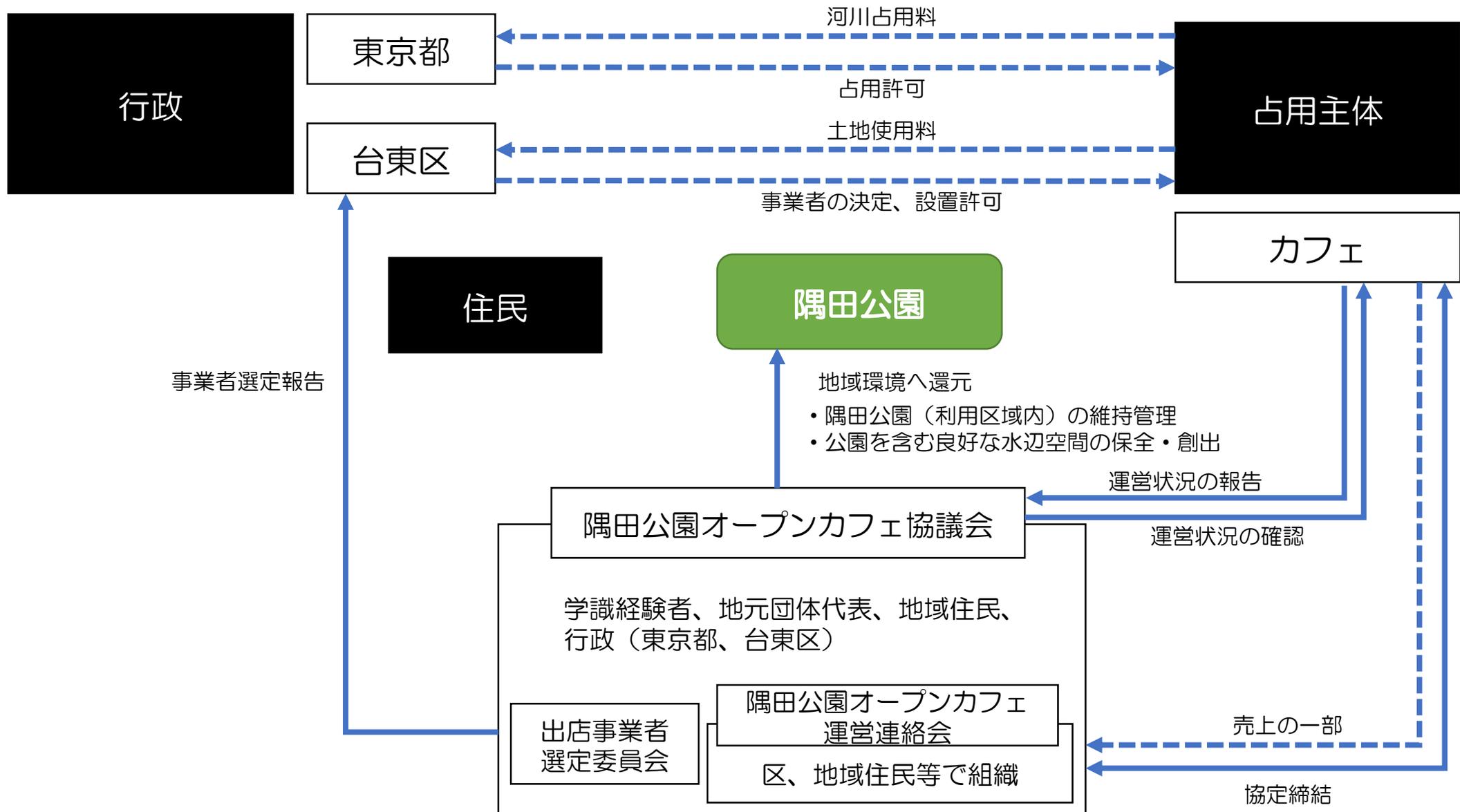
——
経塚公園のルール決め方は？

このあとのワークショップで！

(参考)

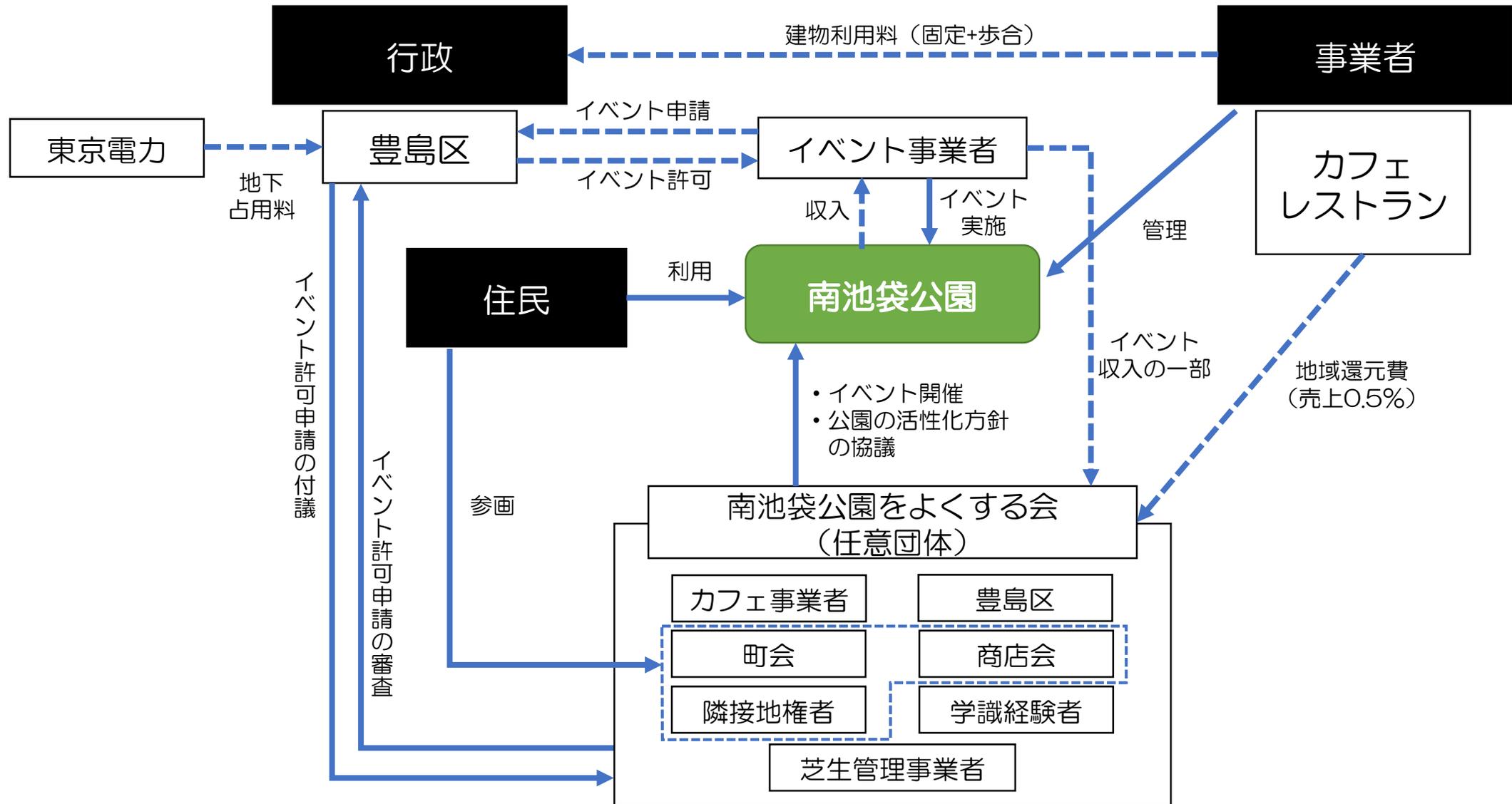
- 公園運営体制の事例

(1) 隅田公園（東京都台東区）



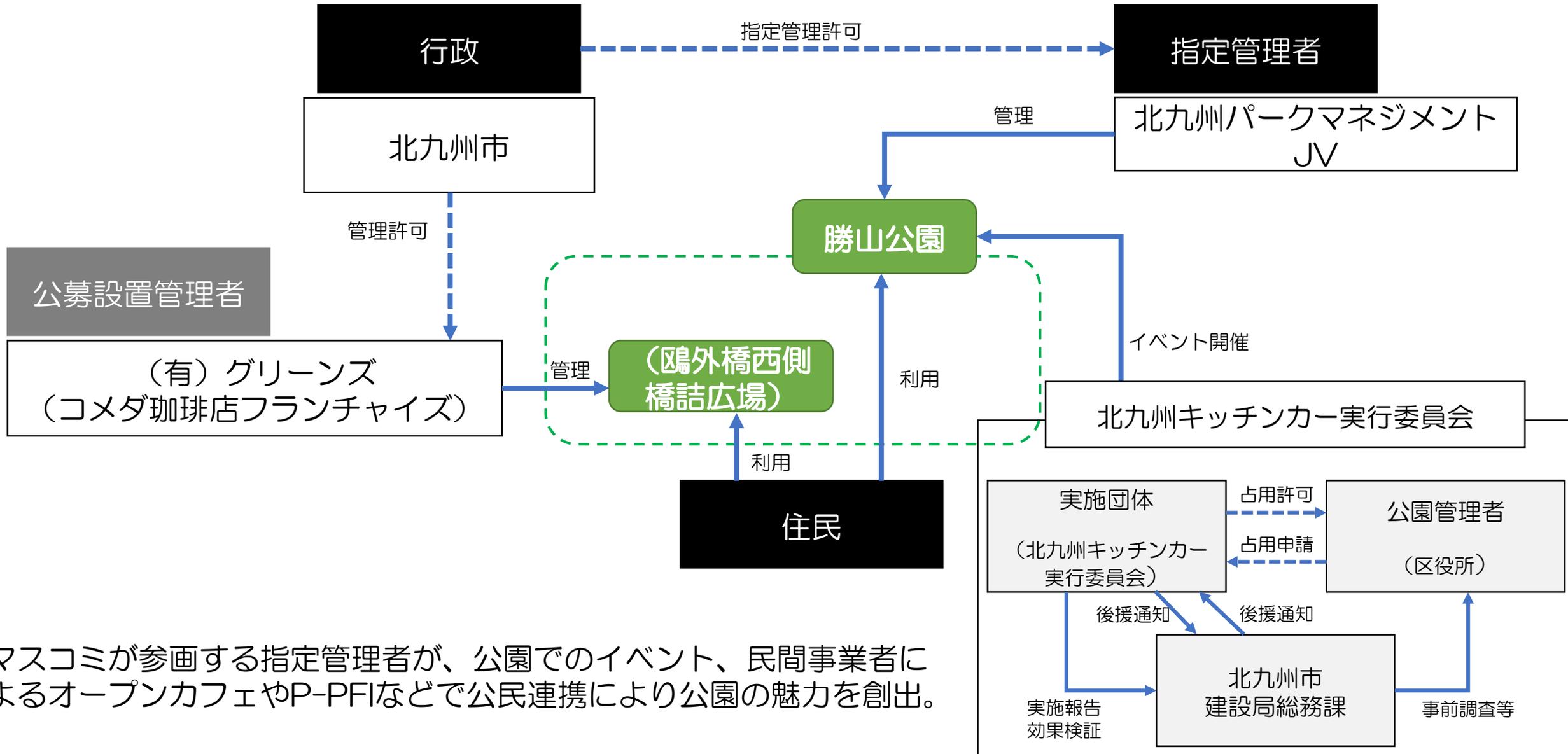
地域住民を含めた協議会をつくり当該協議会が事業者選定に係る審査や環境美化、地域活性化に資する事業を実施。

(2) 南池袋公園（東京都豊島区）



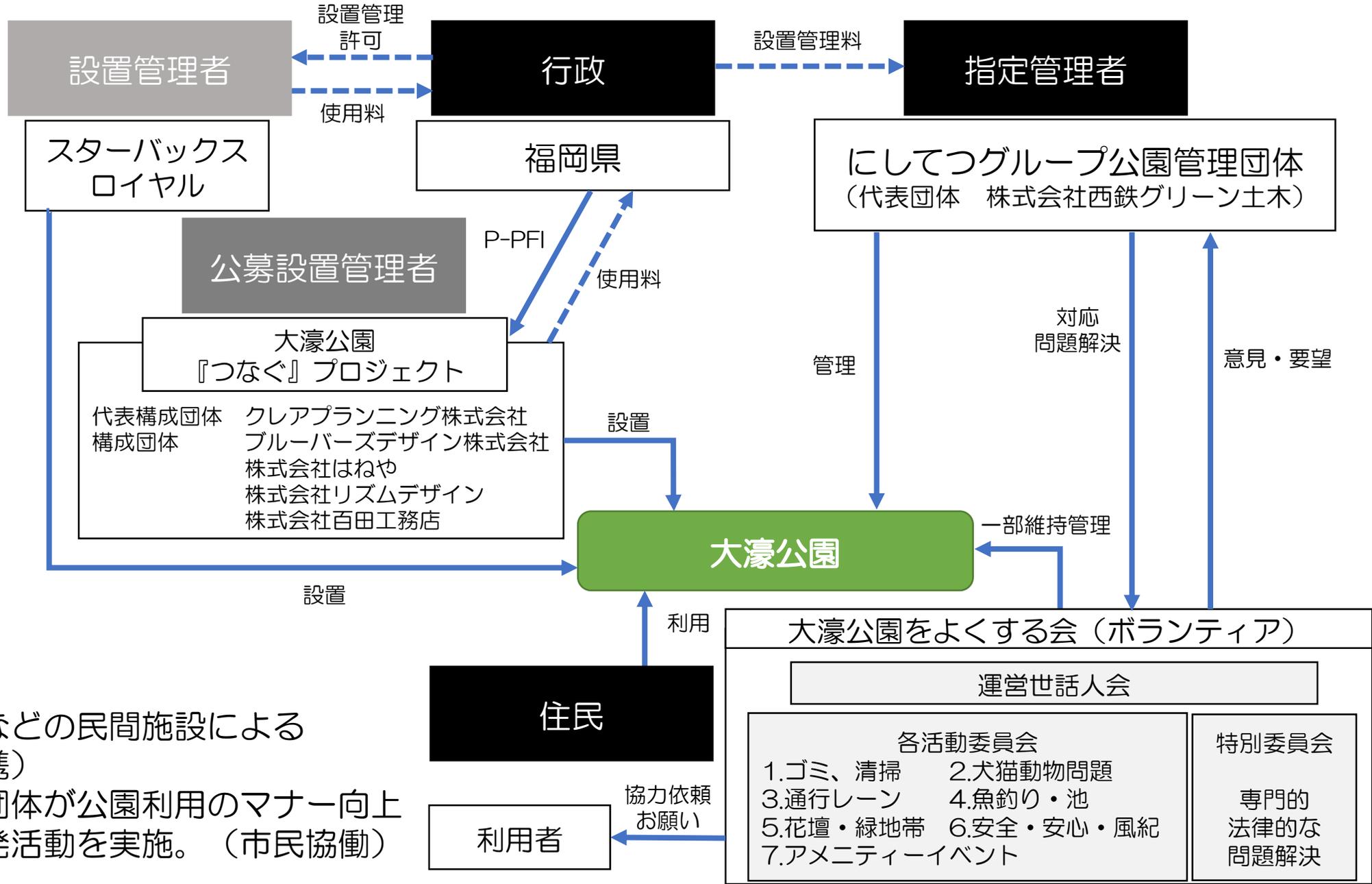
町会、商店会、学識者等で構成する任意団体をつくり、公園における自主イベントの実施をするほか、公園利用イベント許可申請の審査、公園のルール作りを行う。

(4) 勝山公園 (福岡県北九州市)



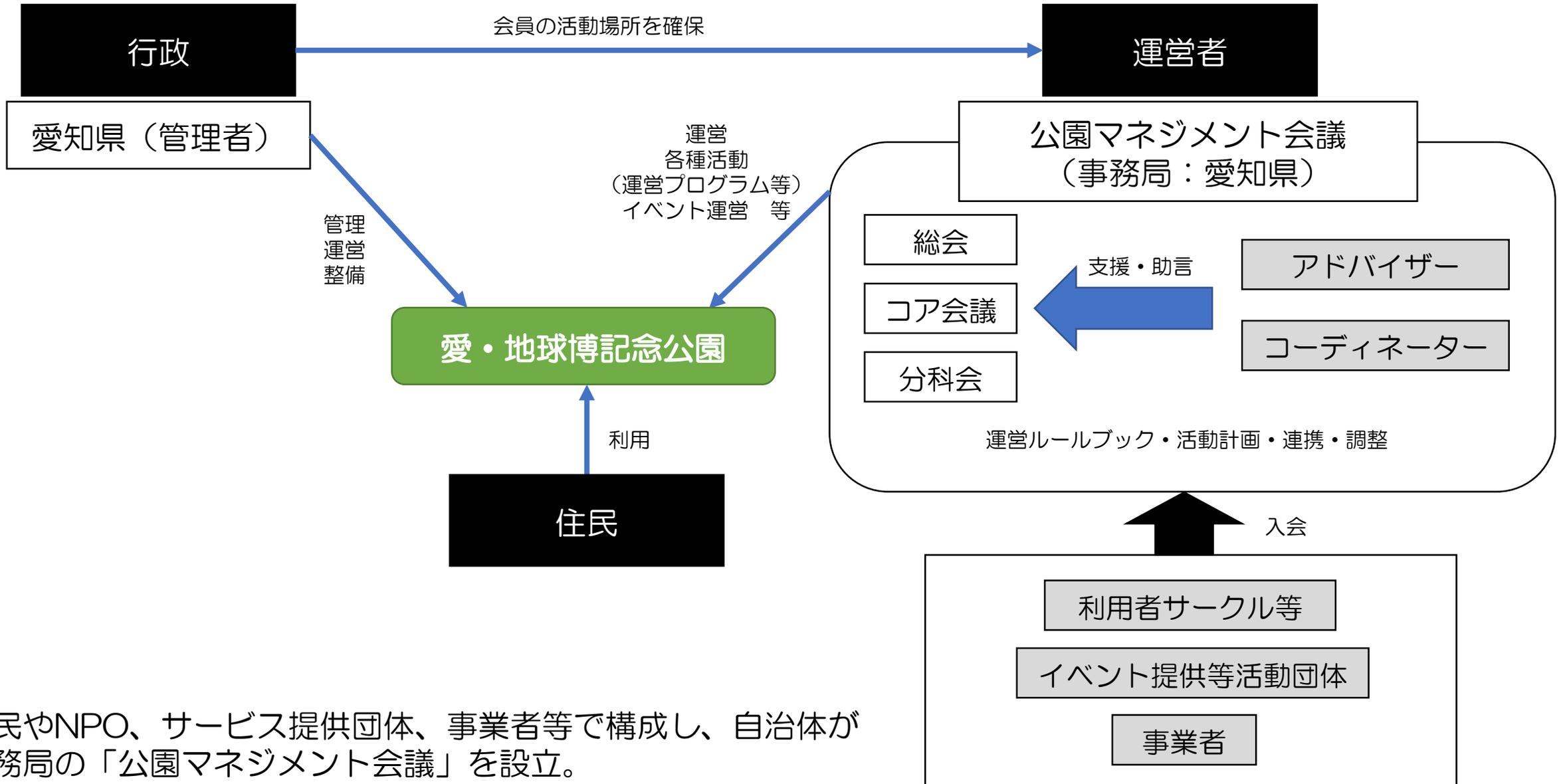
マスコミが参画する指定管理者が、公園でのイベント、民間事業者によるオープンカフェやP-PFIなどで公民連携により公園の魅力を創出。

(5) 大濠公園（福岡県福岡市、公園管理者：福岡県）



- カフェ、レストランなどの民間施設による公園活用。（公民連携）
- ボランティアの任意団体が公園利用のマナー向上やルールについて啓発活動を実施。（市民協働）

(6) ■愛・地球博記念公園（愛知県長久手市、公園管理者：愛知県）



市民やNPO、サービス提供団体、事業者等で構成し、自治体が事務局の「公園マネジメント会議」を設立。多様な主体との協働による公園の管理・運営を行っている。